

しゅうなんスマートライフチャレンジ推進協賛事業者募集要綱

(趣旨)

第1条 周南市健康づくり計画(平成23年3月策定)に基づき、生活習慣を改善し、市民の健康寿命を延ばすための取組として実施するしゅうなんスマートライフチャレンジ事業に賛同し、市民及び地域ぐるみの健康づくり事業(以下「健康づくり事業」という。)の推進を支援する企業、施設、店舗、団体等(以下「協賛事業者」という。)の募集に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協賛事業者の要件)

第2条 協賛事業者は、健康づくり事業の推進に関して支援活動をするものであって、その活動が、法令に違反するもの、政治、宗教又は営利を目的とするもの、公序良俗に違反するもの、その他社会的な信頼性を損なう恐れのあるもののいずれにも該当しないものとする。

(活動内容)

第3条 協賛事業者は、周南市と連携し、次の各号のいずれかを実施するものとする。

- (1) しゅうなんスマートライフチャレンジ事業のポスター、リーフレット等の掲示又は配布
- (2) 協賛事業者の広報媒体の活用によるしゅうなんスマートライフチャレンジ事業の啓発
- (3) 協賛事業者の従業員とその家族のしゅうなんスマートライフチャレンジ事業への参加の啓発
- (4) しゅうなんスマートライフチャレンジ事業への参加者が優遇される商品や独自の付加的サービスの提供

(登録の申請)

第4条 協賛事業者として登録を受けようとするものは、しゅうなんスマートライフチャレンジ推進協賛事業者登録申請書(別記様式第1号)を市長に提出するものとする。

(協賛事業者の決定等)

第5条 市長は、前条に定める申請があったときは、審査を行い、協賛事業者の登録に係る可否決定について、しゅうなんスマートライフチャレンジ推進協賛事業者決定通知書(別記様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(広報等)

第6条 市は、登録した協賛事業者を市ホームページ、市広報等へ掲載し、周知する。

2 協賛事業者は、自らのホームページ、広告等に協賛事業者である旨を表示することができる。

(登録の有効期間)

第7条 登録の有効期間は、第5条の規定による決定通知の日から当該年度の末日までとし、協賛事業者から次項の規定による届出のない場合は、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

2 協賛事業者は登録を取り消したいときは、しゅうなんスマートライフチャレンジ推進協賛事業者登録取消申請書(別記様式第3号)を市に届け出るものとする。

(登録の取消し)

第8条 前条第2項の規定による登録の取消しの届出又は協賛事業者が第2条に定める協賛事業者の要件に該当しなくなった場合その他協賛事業者として適当でなくなったと認められる場合は、しゅうなんスマートライフチャレンジ推進協賛事業者決定取消通知書(別記様式第4号)により登録を取り消すものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。